

## ○宝塚市立看護専門学校事務長の職務権限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市職務権限規程（平成12年訓令第4号）第27条の規定に基づき、宝塚市立看護専門学校(以下「学校」という。)の事務長に係る職務権限に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務長の職務)

第2条 事務長の基本的な職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校の運営に係る事務執行に関すること。
- (2) 学校施設の管理に係る事務執行に関すること。

(調整を必要とする事項)

第3条 事務長の所掌事務のうち、市行政施策の方針、人事、予算、施設管理等に係る事務執行上調整を必要とする事項については、学校長と協議しなければならない。

(専決事項)

第4条 事務長限りで専決することができる事項は、宝塚市職務権限規程第23条第3項に規定するとおり、同規程別表第1に定める課長と同等の権限を有するものとする。この場合において、同表中「課長」とあるのは、「事務長」とする。

(事務長の代決等)

第5条 事務長が不在であるときは、その専決事項について、副課長が代決する。

2 事務長が不在であるときは、その決定すべき事項について、副課長が代理決定する。

(事務長の休暇の承認等)

第6条 事務長の休暇の承認等に係る職務権限規程別表第1 共通権限事項表2 人事に関すること。の部の適用については、同部第3項、第4項、第6項から第11項まで及び第14項から第20項までの規定中「課長」とあるのは、「事務長」とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。